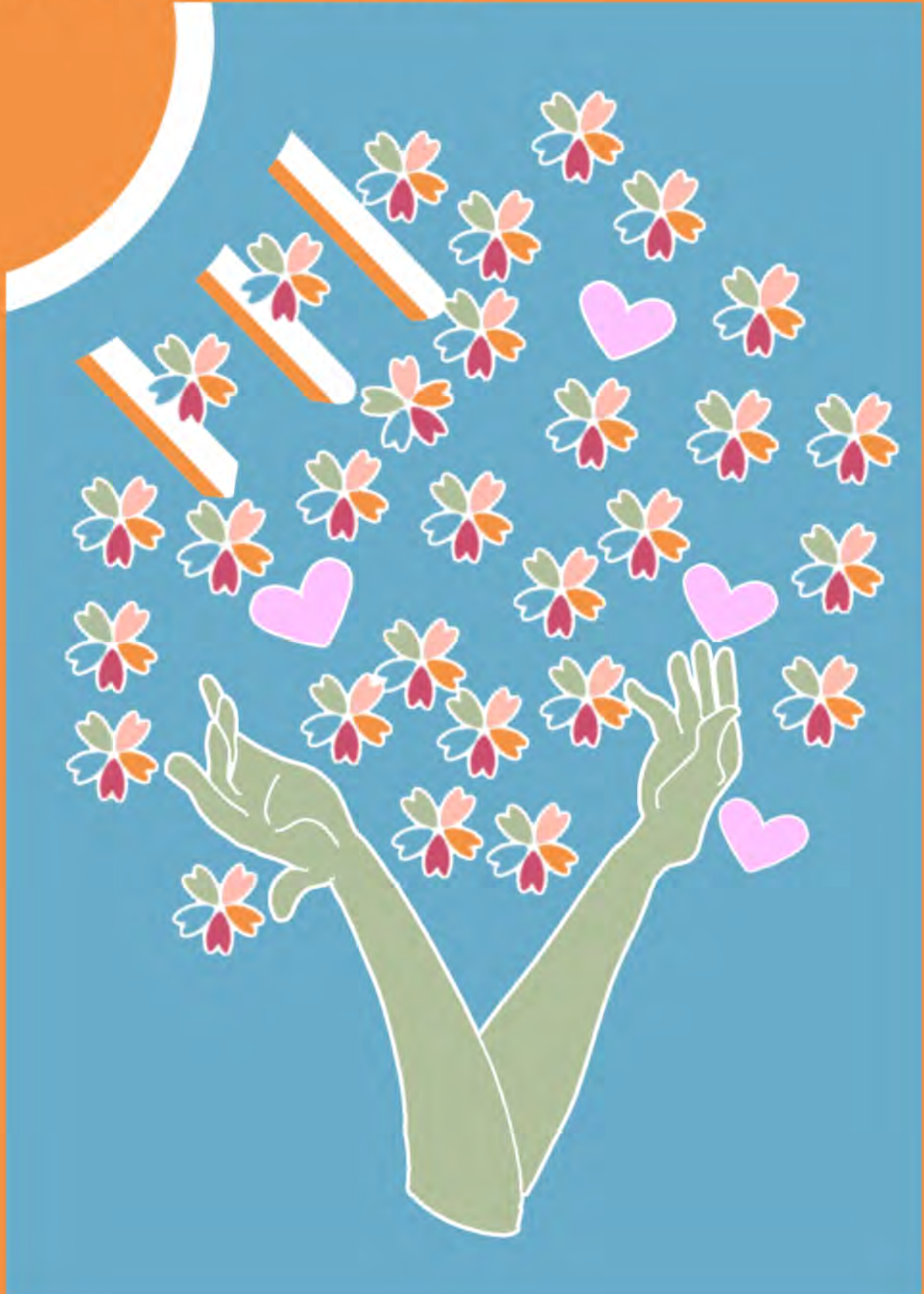


多様な学生のためのガイドブック

—LGBTQ 学生・障害学生・留学生—

Guidebook for Diverse Students

LGBTQ Students, Students with Disabilities, International Students






はじめに

浜松学院大学では、2022（令和4）年8月24日に「多様な学生がいることを前提とした環境整備に関するワーキンググループ」を発足させ、障害学生¹、LGBTQ学生、エスニックマイノリティ学生等²、多様な学生が各自の個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に向けて、議論、活動してきました³。このガイドブックは、その成果を踏まえながら、学生生活を送る上での支障や心配事が少しでもなくなることを目的に、学生のための相談窓口とリソースを整理したものです。

学生みなさんに強調して伝えたいのは、いま苦しんでいること、悩んでいることは、あなた自身のせいではなく、あなただけでは解決できないケースが多いということです。近年、学術上でも社会的にも、「障害の社会モデル」ということばが注目されています。「障害」は社会的な障壁により生じるため、それを取り除くのは社会の責務であるという考え方です⁴。これを踏まえると、学内で感じる「障害」や「困難」は、大学をめぐる環境によって生じるため、その改善の責任は教職員に求められると考えられます。実態と構造はそうであるにもかかわらず、自分を責めて、誰にも相談せず、一人でなんとかしようとしている学生を何人も見てきました。本学の相談窓口やリソースを活用することは、当然の権利です。その保障を通して、研究と教育の環境を整備することが、みなさんを含む社会と未来に対する大学のミッションですから。それと同時に、みなさんも教職員と同じ大学の構成員の一人であり、大学をともに改善する仲間です。一緒によりよい大学を話し合い、つくりあげていきましょう。

学生ガイドの使い方

- ・ 困ったことがあったら、目次から必要な情報が書いてあるページに進んでください。
- ・ 書いてあることの詳しい内容が知りたい方は  の参照ページを見ましょう。
その他  は「学生便覧」、 は「教職員ガイド」を参照してください。
- ・ ガイドをみても分からないことがあったら、教職員に聞いてみましょう。

目次

はじめに

- 1 [どこに相談すればいい？手続きはどういう流れ？](#) 4
 - (1) [健康管理センター](#)
 - (2) [相談・サポートの流れ](#)
 - ① [障害・疾病で難しいことについて配慮・支援してほしい！](#)
 - ② [日本語を第一言語としないため困っている！](#)
 - ③ [対人関係や心の不調などの悩みや困りごとについて相談したい！](#)
 - ④ [まわりからのいやがらせで悩んでいる！](#)
 - (3) [対応窓口一覧](#)
- 2 [どんな支援・対応を受けられる？](#) 8
 - (1) [性の多様性に関する支援・対応](#)
 - (2) [合理的配慮](#)
 - (3) [留学生及び定住外国人支援チューター](#)
 - (4) [入試に関する支援・対応](#)
- 3 [なにを利用することができる？](#) 13
 - (1) [利用できる施設](#)
 - ① 多目的トイレ
 - ② だれでも更衣室 (Gender Inclusive Changing Room)
 - ③ 礼拝室 (Prayer Room)
 - (2) [キャンパスマップ](#)

How to use the Student Guide

- If you have any problems, please go to the page with the necessary information from the table of contents.
- If you want to know the details of what is written in the guide, please refer to the reference page. [📖 Student Guide](#) [📖 Student Handbook](#) [📖 Faculty Member Guide](#)
- If you have any questions after reading the guide, please ask a faculty member.

Table of Contents

Introduction

1	Where can I get help? What is the procedure?	4
	(1) Health Care Center	
	(2) Flow of Consultation and Support	
	① I want consideration and support for my difficulties due to a disability or illness!	
	② I am having trouble because Japanese is not my first language!	
	③ I want to consult with you about problems and difficulties in interpersonal relationships and mental disorders!	
	④ I am worried about being harassed by others!	
	(3) List of Support Desk	
2	What kind of support and assistance is available?	8
	(1) Support and measures for gender diversity	
	(2) Reasonable accommodation	
	(3) Support tutors for international students and foreign residents	
	(4) Support and measures related to entrance examinations	
3	What can I use?	13
	(1) Available facilities	
	① Multi-purpose restroom	
	② Gender Inclusive Changing Room	
	③ Prayer Room	
	(2) Campus Map	

1 どこに相談すればいい？

(1) 困ったら「健康管理センター」へ

授業や学生生活における不安や心配、困難があるときは、以下の健康管理センターに相談しましょう。来室、メール、電話など、とりやすい方法でご連絡ください。

場所	1号館1階	☞ 学生ガイド p.13
開室時間	平日 9:00-17:15	
E-Mail	makino-e@hamagaku.ac.jp	
TEL	053-450-7000	

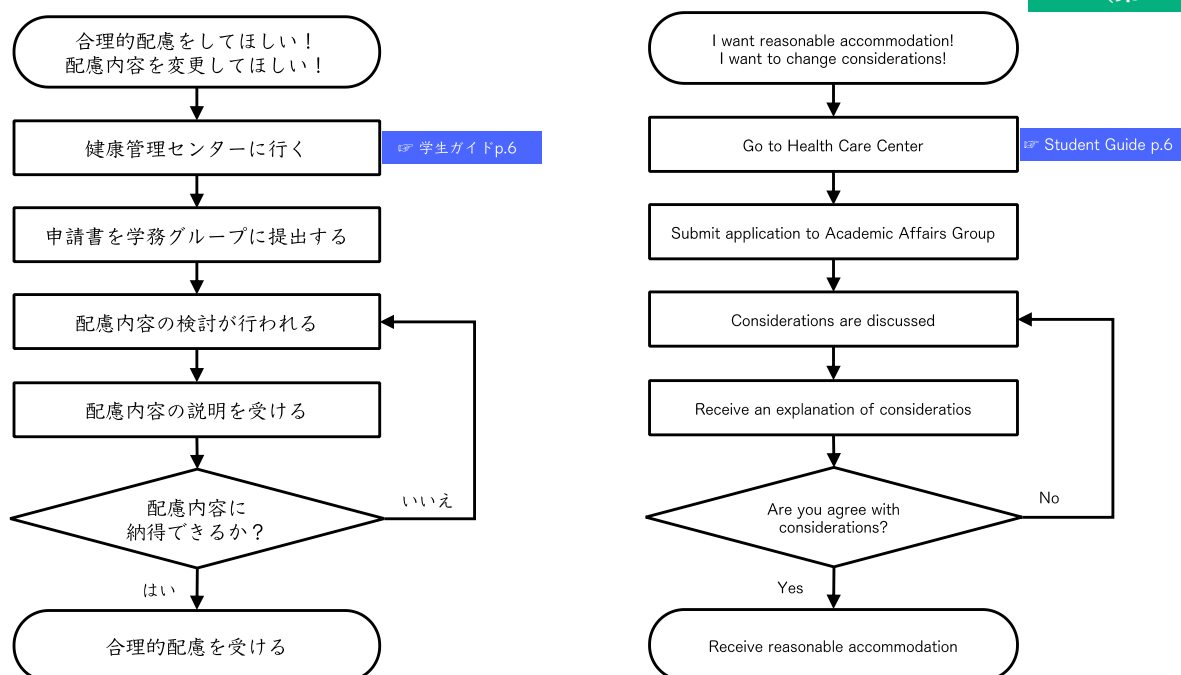
ここでは、学生生活で感じた違和感や心配事、不自由などに関する相談を受け付けています。職員がプライバシー厳守のもと対応します。相談内容によっては、本人の同意のもと、学内・学外の適切な機関を紹介し、連携してサポートします。学生本人に関するご家族（保護者等）および教職員の相談も受け付けています。もちろん話しやすい教職員に相談してもかまいません。

(2) 相談・サポートの流れ

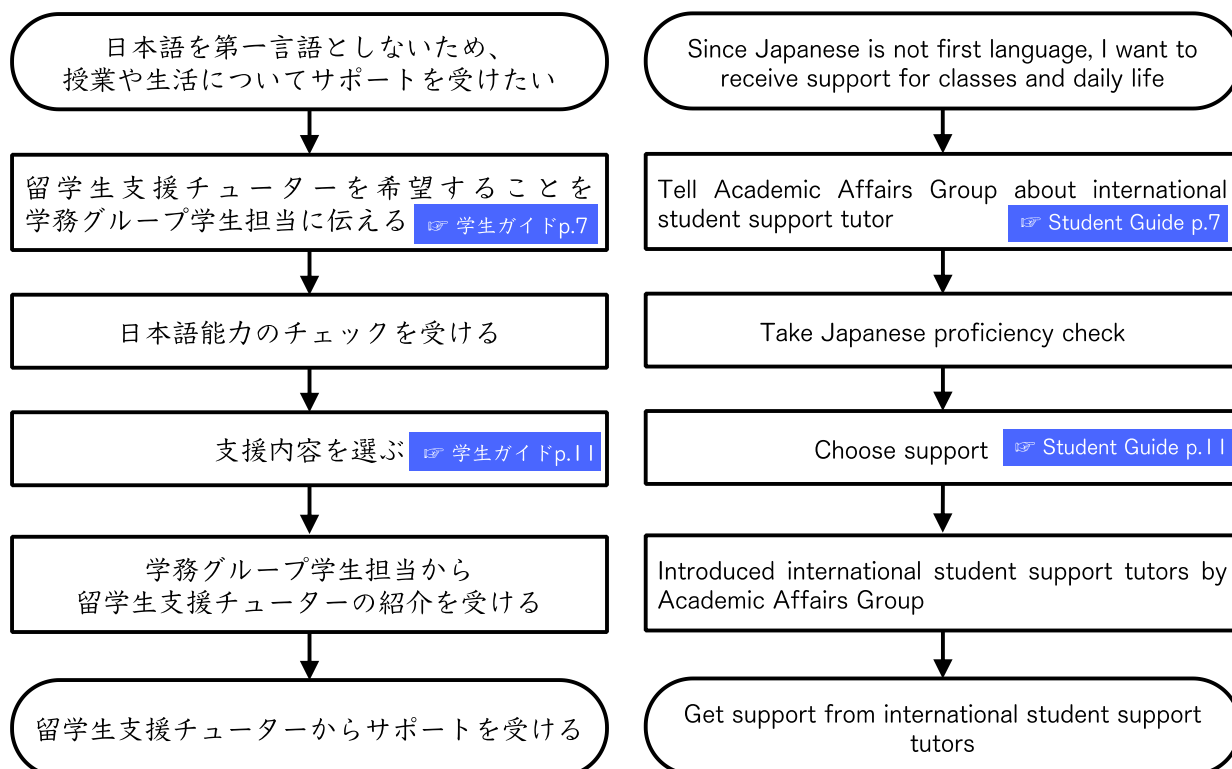
以下のフローチャートを参照して、まずはそれぞれの窓口へ相談してみてください。どこに問い合わせればよいかわからないときは、上記の健康管理センターへご連絡ください。

①障害・疾病で難しいことについて配慮・支援してほしい！（合理的配慮）

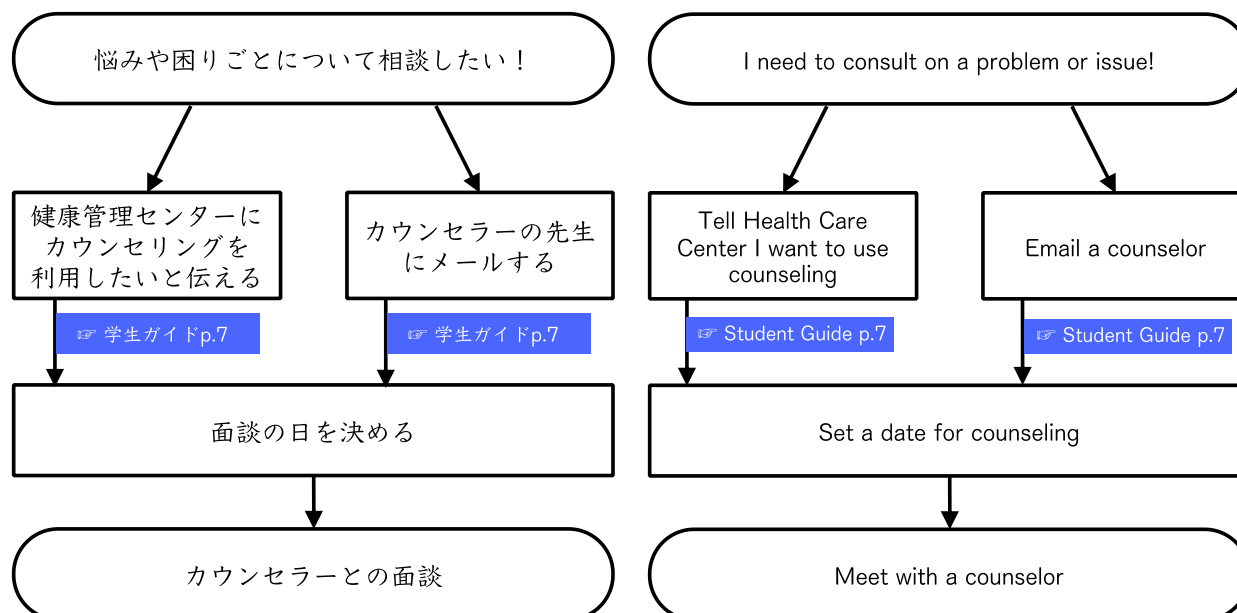
☞ 学生便覧 諸規程 (第15章)



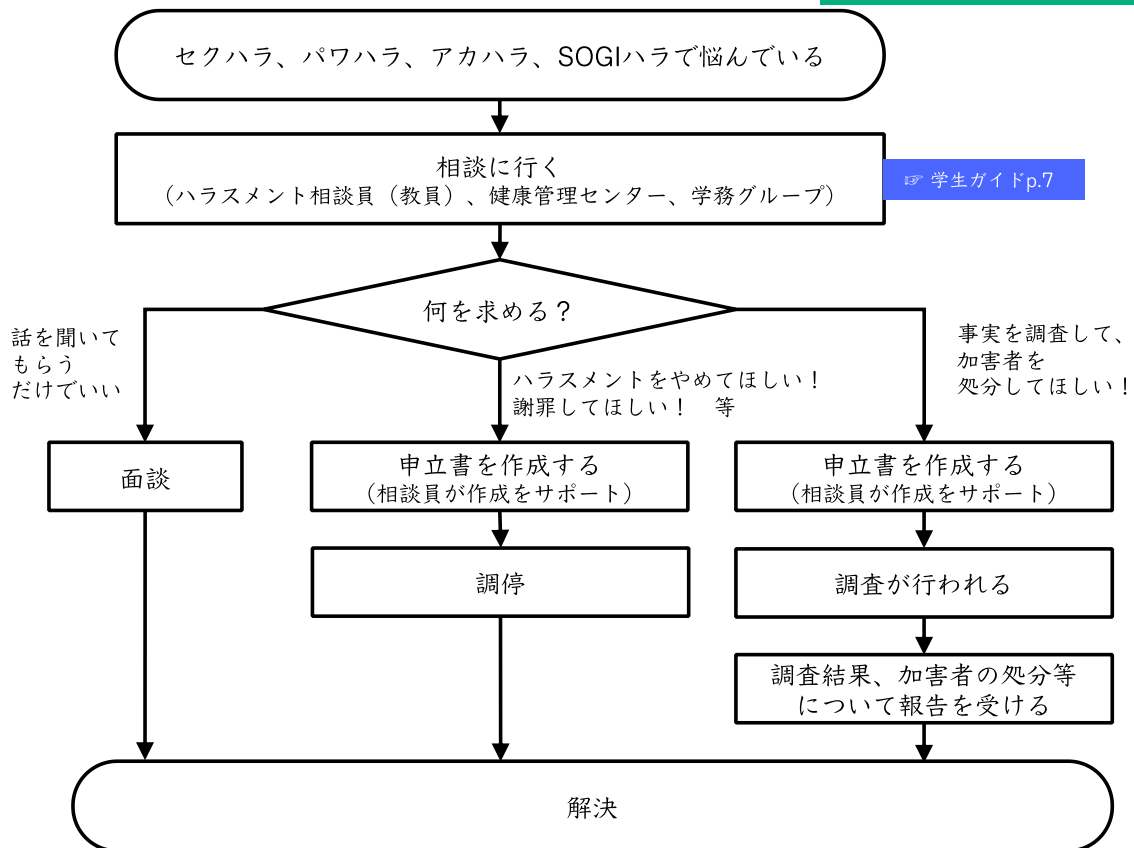
②日本語を第一言語としないため困っている！（留学生及び定住外国人支援チューター）



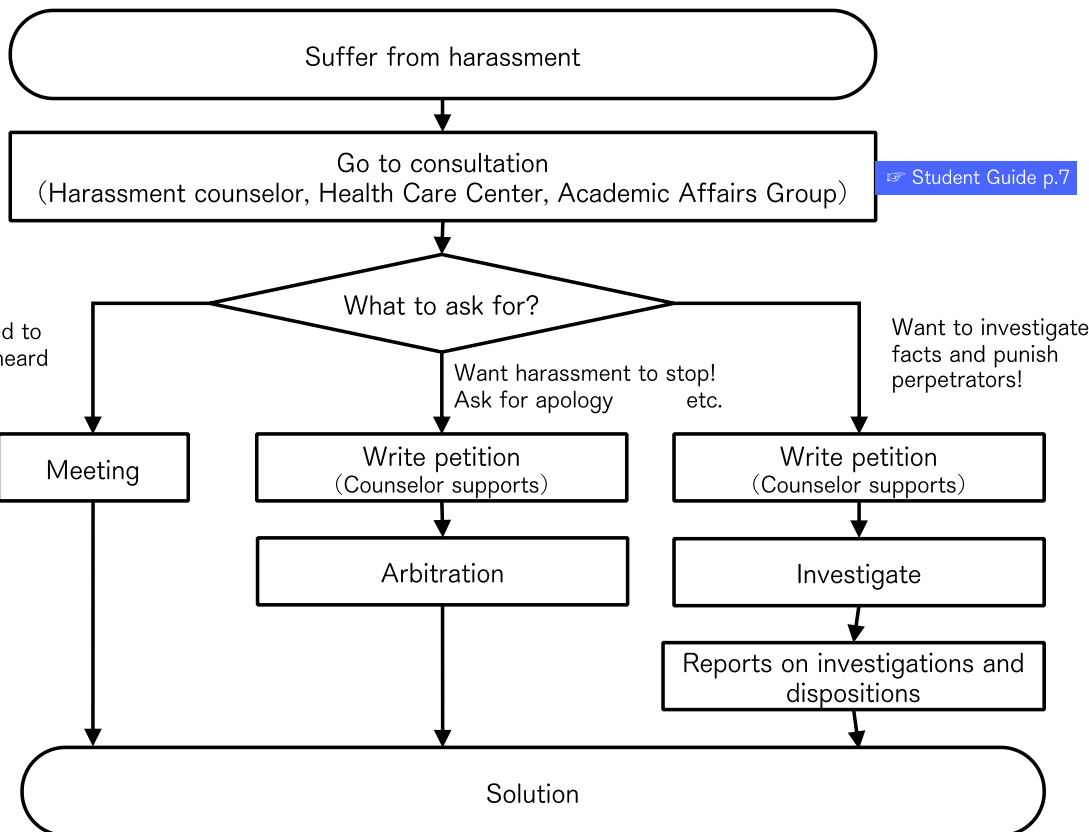
③対人関係や心の不調などの悩みや困りごとについて相談したい！（カウンセリング）



④まわりからのいやがらせで悩んでいる！（ハラスメント）



学生ガイド p.7



Student Guide p.7

(3) 対応窓口一覧

① 一般的な問い合わせ（健康管理センター）

場所	1号館1階
開室時間	平日 9:00-17:15
E-Mail	makino-e@hamagaku.ac.jp
TEL	053-450-7000

② 留学生及び定住外国人支援に関すること（学務グループ・学生）

場所	3号館1階
開室時間	平日 9:00-17:15
E-Mail	gakusei@hamagaku.ac.jp
TEL	053-540-3938

③ カウンセリングに関すること（健康管理センター、カウンセラー）

場所	健康管理センター	1号館1階
開室時間	健康管理センター	平日 9:00-17:15
E-Mail	健康管理センター	makino-e@hamagaku.ac.jp
	カウンセラー	counseling@hamagaku.ac.jp
TEL	健康管理センター	053-450-7000

④ ハラスメントに関すること（健康管理センター、学務グループ、ハラスメント相談員）

場所	健康管理センター	1号館1階
	学務グループ・学生	3号館1階
	ハラスメント相談員（教員）担当教員の研究室（詳細はWebサイト）	
開室時間	健康管理センター	平日 9:00-17:15
	学務グループ・学生	平日 9:00-17:15
	ハラスメント相談員（教員）担当教員のオフィスアワー（詳細はWebサイト）	
E-Mail	健康管理センター	makino-e@hamagaku.ac.jp
	学務グループ・学生	gakusei@hamagaku.ac.jp
	ハラスメント相談員（教員）担当教員のメールアドレス（詳細はWebサイト）	
TEL	健康管理センター	053-450-7000
	学務グループ・学生	053-540-3938

※以下の外部団体も紹介します。

○浜松 TG 研究会（代表：鈴木げん） gen1129take@gmail.com

○特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク（NAAH）


TEL：06-6353-3364 E-Mail：soudan@naah.jp HP：http://naah.jp/index/

2 どんな支援・対応を受けられる？

(1) 性の多様性に関する支援・対応

①性別情報に関する相談

本学では、個人情報である性別情報の厳重な管理を、すべての教職員に求めています。

 教職員ガイド p.7

アウトティング（本人の了解を得ずに戸籍上の性別や性的指向・性自認を暴露する）の被害を受けた場合や、性別情報の管理について不安な点などがあれば、健康管理センターに連絡、相談してください⁵。

 学生ガイド p.6

②各種書類における性別記載の有無

性別情報は、原則入学時に提出された戸籍上の性別情報が記載されています。各種書類の性別情報の有無は下記の通りです。今後、さらに情報を集めるとともに、性別記載の必要有無について検討していきます。なお、戸籍⁶上の性別あるいは氏名を変更した場合は、現在決まった申請方法がないため、学務グループと相談の上、変更の手続きを行うことになります。戸籍上の性別あるいは氏名を変更した方、手続きについて知りたい方は、学務グループにご連絡ください。

 学生ガイド p.7

また、現在本学では通称名使用の制度はありません⁷。授業時の呼称など、必要な配慮を受けたい場合、「④授業での配慮」を参照してください。

 学生ガイド p.9

種類	性別記載	書類
大学の発行する証明書	なし	・学位記 ・学業成績証明書 ・卒業見込証明書 ・在学証明書 ・健康診断書 ・学生生徒旅客運賃割引証 ・推薦状 ・学生証
	あり	・通学証明書
大学に提出する諸書類	なし	・休学届 ・復学届 ・退学届 ・欠席届 ・追試験願 ・再試験願 ・学生証再発行願 ・パスワードの変更願 ・変更届（氏名・住所等） ・クラブ・サークル設立願 ・クラブ・サークル名簿 ・部室使用許可願 ・施設使用許可願 ・紛失・盗難届 ・自転車通学登録申請書 ・二輪車通学登録申請書 ・自動車通学許可申請書 ・納付金延納願 ・推薦入試志望理由書 ・諸活動実績報告書
	あり	・奨学金（日本学生支援機構、申込時任意） ・入学志願書 ・推薦書 ・総合型入試エントリーシート ・履歴書（外国人留学生用） ・定期健康診断問診票（業者作成）
実習に関係する諸書類	なし	・小学校教育実習希望調査 ・特別支援教育実習希望調査 ・幼稚園教育実習希望調査 ・保育実習希望調査 ・介護等体験申込書 ・小・特・幼・保育実習個人調査票

		<ul style="list-style-type: none"> ・小・特・幼・保育実習出勤簿 ・小学校教育実習受入内諾書（本学様式） ・特別支援教育実習受入内諾書（本学様式） ・幼稚園教育実習受入内諾書（本学様式） ・保育実習Ⅰ（保育所）Ⅱ・Ⅲ実習生受入承諾書（本学書式） ・小・特・幼・保育実習誓約書（本学様式） ・教育実習誓約書（浜松市様式） ・学校（園）インターンシップ誓約書（浜松市様式）
	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・保育実習Ⅰ（施設）受入承諾書（本学書式） ・学校（園）インターンシップ許可願（浜松市様式） ・教育実習許可願（浜松市様式、任意）

③定期健康診断における対応

定期健康診断は、新入生対象の胸部 X 線検査を除き、受診の際に男女別に分かれることはありません。また、問診票にも性別を記入する項目はありません。服装に関しては、通常の着衣のまま受診できます（胸部 X 線除く）。健康診断の受診に際し、不安な点があれば健康管理センターへご相談ください。


 学生ガイド p.6

④授業での配慮

本学では、教職員向けに「セクシュアルマイノリティ学生への配慮・対応ガイド」を発行しています。そこでは、LGBTQ 学生がいることを前提として接すること、共通の敬称を用いること、外国語の授業で Preferred Gender Pronouns(使用してほしい人称代名詞)を聞くことなどを求めています。

 教職員ガイド p.5

授業における呼称や敬称、更衣室などについて個別対応を希望する場合、学生が教員に直接配慮の申し出をすることもできますが、不安や心配、困難があるときは、健康管理センターが教員との間に立って「配慮願」を作成し、伝えることも可能です。その際は健康管理センターにご相談ください。

 教職員ガイド p.5

また、体育や実習などで使用する更衣室について、学内には性別に関わらず誰でも使用できる「だれでも更衣室」がありますので、どなたでも利用してください。

 学生ガイド p.6

(2) 合理的配慮⁸

本学で受けられる合理的配慮の例は以下の通りです。学生の状況や授業の形態によって提供できる内容が異なりますので、ご注意ください。

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと

(「学校法人興誠学園障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を基に作成)

(3) 留学生及び定住外国人支援チューター

Tutors for International Students and Resident Foreigners

本学では、日本語支援が必要な学生のために、以下のサポートが受けられるチューター制度を設けています。

①日常生活の支援

- ・週に1回1時間程度、会話をしながら必要な日常生活の支援を行う。

②授業内の学習支援

- ・自分が受講している科目と一緒に授業に出席しながら講義内容のノート作成を支援する。
- ・授業の空きコマなどで受講に関連する連絡を行う。

③日本語のチェック

- ・レポートや卒業論文における日本語の文法などをチェックする。

The University has a tutoring system for students who need Japanese language assistance, which provides the following support.

①Support for daily living

- ・ Provide necessary daily life support through conversation once a week for about one hour.

②In-class study support

- ・ Support for note-taking on lecture content while attending class with the student in the course he/she is taking.
- ・ Contact students regarding their coursework in available class periods, etc.

③Checking of Japanese language skills

- ・ Check Japanese grammar in reports and graduation theses.

(4) 入試に関する支援・対応

①入試出願時の性別情報の収集

本学では、入試の円滑な実施と入学手続の必要上、すべての入試の出願時に性別情報を収集しています。なお、性別情報が合否に影響を及ぼすことは一切ありません。

②入試実施時の配慮申請

本学の入試要項にある通り、障害や疾病、その他の理由により、受験および修学上、特別の配慮を必要とする場合は、出願に先立ち申請を行うことで、必要な配慮を受けられる場合があります。その流れは以下の通りです。

入試・広報グループへの相談の流れ (053-450-7117)

- 面談もしくは電話による入試・広報グループからの配慮事項などに関する聞き取り
- 受験特別措置申請書を作成し、診断書あるいは障害者手帳の写しとともに、入試・広報グループへ提出
- 受験特別措置審査結果通知書が入試・広報グループから送付
- 配慮事項に漏れなどがある場合は入試・広報グループへ連絡

多目的トイレは、性別や障害などを問わず、だれでも使うことができます。性的指向・性自認についてご相談、ご質問などがある方は、入試・広報グループへご連絡ください。なお、書類上の性別情報と性自認・性表現が一致していないこと、あるいは障害や疾病の有無によって、受験で不利な扱いを受けることは一切ありません。

3 なにを利用することができる？

(1) 利用できる施設

本学では、だれもが安心して過ごせるキャンパスづくりを実現するため、「多目的トイレ」、「だれでも更衣室」、「礼拝室」を設置しています。

①多目的トイレ

「多目的トイレ」は、入り口が広く（引き戸）、室内も広いスペースが確保されています。車いすやベビーカーで入室することが可能ですし、性別によらず利用することができます。どなたでも遠慮なく利用してください。

②だれでも更衣室（Gender Inclusive Changing Room）

「だれでも更衣室」は、内側から鍵をかけることができ、外から室内は見えない状態になっています。利用者の性の在りようを問うことはありません。どなたでも遠慮なく利用してください。

③礼拝室（Prayer Room）

本学には、礼拝を行うための礼拝室（Prayer Room）があります。宗教を問わず利用できますが、主にイスラム教を想定して整備しています。

(2) キャンパスマップ



■注

1

「環境整備」を目的とする WG は、「障害の社会モデル」の観点から、漢字の「障害」表記を採用します。手話言語研究センター長の松岡克尚は、「障害」表記と「社会モデル」の関係性について、つぎのように述べています。「手話言語研究センターでは、「障害」と呼ばれる現象の本質、すなわち「～ができない」ということは医学的な理由によってもたらされたのではなく、むしろ社会的な障壁に起因しているという「障害の社会モデル」を採用しております。この場合の「障害」とは、つまり社会的障壁を意味し、「障害者」と呼ばれている人たちの日常生活、社会生活を困難にしている、文字通りの「障害」になっているものです。それをひらがな表記にしたり、その害悪性のニュアンスを弱めるような漢字を採用したりするのではなく、ストレートにその害悪性とそれを解消、改善する必要性を訴える必要があると、私たちは考えています」（関西学院大学 HP、松岡克尚「「障害」という表現について」、https://www.kwansei.ac.jp/c_shuwa/c_shuwa_011493.html、2022年11月26日アクセス）。このことばを借りれば、「障害」という表記にするのは、その「害悪性」を個人に押し付けるためではなく、「社会的な障壁」の側面を強調し、その「解消、改善」を「私たち」の責任としてとらえるためです。近年では、「障がい」という表記を推進している自治体も存在しますが、その危うさについて、河西正博は、つぎのように指摘しています。「「社会モデル」で指摘されている社会的障壁の解消には、既存の社会規範を構築しているマジョリティである非障害者（＝「健常者」）の意識変容、行動変容が必要不可欠であり、この前提のもとでは、「健常者」も広義に解釈すれば「障害当事者」の一員であるといえよう。その一方で、「障がい」表記を支持するという事は、前述のとおり「障害当事者の視点」が強調されており、それに賛同している健常者は自身の立場を省みる必要がなく、「当事者」から離脱していると考えられるのではないだろうか」（河西正博「「障害」表記に関する調査研究—表記と障害モデルの関係性について—」、第18回障害学会大会発表原稿、2021年9月、オンライン開催、障害学会 HP、<http://jsds-org.sakura.ne.jp/18-2021taikai/jsds2021jiyuhokoku/kawanishi/>、2022年11月26日アクセス）。「「当事者」から離脱せずに、「マジョリティ」の「意識変容、行動変容」を要請するために「障害」と表記します。

2

本ガイドでは、マジョリティとマイノリティの非対称な関係性のなかで抑圧されている当事者へ、よりダイレクトにメッセージとエールを届けるために、「LGBTQ 学生・障害学生・留学生」を副題に付しています。しかし、このタイトルが唯一絶対の「正解」だとは思っていません。「LGBTQ 学生・障害学生・留学生」ということばからこぼれ落ちる存在は数え切れないでしょう。また、「障害学生」などと一括りにすると、その内部の多様性が見捨てられてしまう可能性も出てきます。カテゴリーの危うさを踏まえて、「学生サポートガイド」というのも作成段階で提案されました。結果的に上述の理由から、「多様な学生のためのガイドブック—LGBTQ 学生・障害学生・留学生—」としましたが、こうした葛藤・逡巡が「多様性」を考えるうえでの重要な作業であり、今後もこの課題に向き合い続けることをここに記しておきます。

3

2022年における WG の発足経緯と活動内容については、白岩伸也・江角周子「浜松学院大学における多様な学生がいることを前提とした環境の整備について—2022年ワーキンググループ活動報告—」（『浜松学院大学研究論集』第19号、2023年）を参照してください。

4

星加良司「「社会」の語り口を再考する」、飯野由里子・星加良司・西倉実季『「社会」を扱う新たなモード—「障害の社会モデル」の使い方—』生活書院、2022年、17頁。

5

性別情報は、出生時に割り当てられた性別や身体的な性と性自認が一致せず、違和を感じる人（例：トランスジェンダー、Xジェンダー・ノンバイナリー等）はもちろん、すべての学生のアイデンティティにかかわる重要なものです。たとえば、戸籍上の性別は女性であり、それをごく限られた範囲の人のみにカミングアウトして男性として生活しているトランスジェンダー男性の場合、戸籍上の女性という性別情報が本人の意図しないかたちで外部に知られることは、人権侵害のアウティング（本人の了解を得ずに、性的指向や戸籍上の性別等の公にしていらない個人情報を暴露する行動）に該当し、本人の生活を脅かす重大な侵害行為となります。性別違和を感じていない学生でも、本人の意図しないかたちで性別情報が公開されることに対して、違和感や不快感を持つことがあります。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、いわゆるパワハラ防止法の2020年の改正にもとづいて、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（2020年厚生労働省告示第5号）が出され、そこで相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行う、いわゆるSOGIハラと、性的指向・性自認等の機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他の人に暴露するアウティングに関する事項が明記されました。実際にSOGIハラを受けてうつ病を発生した社員が、労働基準監督署から2022年6月30日に労災認定され、各紙で報じられています。会社側は社員を女性として扱い、敬称を「さん」とするよう従業員に周知したにもかかわらず、上司は社員のことを何度も「彼」と呼び、「くん」の敬称も複数回使っています。さらに、「戸籍上の性別変更をしてから言いなさい」、「女性らしく見られたいなら、こまやかな心遣いが必要」という発言もあったとのことです（『読売新聞』2022年11月9日、朝刊、第29面。『朝日新聞』2022年11月11日、朝刊、第33面）。興誠学園では、SOGIハラの訴えがあった場合、「学校法人興誠学園ハラスメント防止等に関する規程」第4条第6号の「その他のハラスメント」（前5号以外の行為により、相手に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。）として対応することになっています。

6

留学生及び定住外国人の場合、「戸籍」は、自国で管理されている身分を証明する正式書類を想定しており、日本においては在留カードやパスポートに反映されているものを指します。

7

本学では、在留カードの情報にもとづいて、留学生及び定住外国人の学籍を作成していますが、本人の申し出により、通称名の使用も許可しています。婚姻などで氏が変わった学生には旧姓の使用を認めています。WGでは、こうした制度の対象を広げることで、トランスジェンダー学生にも通称使用を認めていく方法を考える必要があると考えています。早稲田大学の「通称名使用願」では、「使用希望理由」の一例として、「戸籍上の氏名を使用することで本人に重大な不利益が生ずる理由がある場合、自認する性に基づく通称名の使用を希望する」とされている

(https://www.waseda.jp/inst/gscenter/assets/uploads/2021/01/preferred_name_form.pdf)。

<本ガイドへのお問い合わせについて>

ここに掲載した情報は、2023年6月20日時点のものです。内容に関して不明な点がある場合、事実と相違があると感じた場合は、多様な学生がいることを前提とした環境整備に関するワーキンググループまでお問い合わせください。本ガイドに直接関係することだけでなく、大学の環境整備についてのご意見、ご質問を広く募っているので、どんな小さなことでもお知らせいただけると嬉しいです。Eメール：diversity@hamagaku.ac.jp

多様な学生のためのガイドブック Guidebook for Diverse Students

—LGBTQ 学生・障害学生・留学生—

—LGBTQ Students, Students with Disabilities, International Students—

2023年9月1日 第1刷発行

編集 多様な学生がいることを前提とした環境整備に関するワーキンググループ
Working group on environmental improvement for diverse students

発行 浜松学院大学 Hamamatsu Gakuin University
〒432-8012 静岡県浜松市中区布橋三丁目2番3号
TEL 053-450-7000

URL <https://www.hamagaku.ac.jp/hgu/admission/support/scholarship3/#support>

表紙 土屋 亜海

本ガイド作成までに実現することができなかった制度改正や環境整備、調査や検討が不十分で記すことができなかった情報やリソースなど、課題が山積みであることは否めません。ワーキンググループが把握、議論していない問題も多くあるでしょう。それらを改善、克服し、ガイドを充実させるために、みなさんのお力添えをいただけると幸いです。

すでに本ガイド完成までに、さまざまな方からのご協力をいただいております。NPO 法人「共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワーク」副代表理事を務めており、早稲田大学 GS センターで勤務していた経験もある渡邊歩先生（筑波大学人間系研究員）からは、メールを通じて何度もご助言くださり、ワーキンググループの会議にまで足を運んでいただきました。また、本ガイドが大きく依拠している、『LGBTQ+学生とアライのためのサポートガイド』を編集された、早稲田大学 GS センターからは、その引用、参照を快く受け入れていただいております。そして本学の教職員、学生からもパブリックコメントなどを通じて、ご指摘いただきました。

さらに、本学4年生の土屋亜海さんが表紙のデザインを作成してくださっています。そのモチーフは木です。ただし現段階の実態は、そのデザインと異なり、小さな苗木にすぎないでしょう。しかもそのかたちと色は、必ずしも整ったものではないかもしれません。今後、多様な人の手が加わることで、一つひとつの花や葉に光が当てられ、水が与えられ、豊かな土のうえに表紙の木へ育つことを願います。

本ガイドの表紙イラストについて

手は木の枝を意味しており、その枝が様々な桜を支えている。それがひとつの木になる。これが社会の構図と同じだと考えました。太陽は、コントロールできない自然を意味しており、そのために環境となる手が日の当たらない葉にも陽射しを与えられるような社会を作りたいと考えました。

(現代コミュニケーション学部 4年生 土屋亜海より)